平成２８年（フ）第２６５号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目25番１―203号
債務者　馬場　和人
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６７号
福岡市城南区室台団地９番202号
債務者　渕上　美穂（旧姓永吉）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８０号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番６―203号
債務者　花田　英一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８１号
福岡県糟屋郡志免町別府３丁目９番１―105号
債務者　菅田亜唆美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９７号
福岡市西区姪の浜２丁目３番11―607号
債務者　高島佳代子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３００号
福岡市博多区板付７丁目１番６―807号
債務者　田中　佑児
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７号
福岡県大牟田市大字今山327番地
債務者　森　　典子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第８号
福岡県大牟田市大字三池291番地３
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第８９号
熊本市南区上ノ郷２丁目11番１―502号　上ノ郷団地２Ｃ―１―502
債務者　藤城　一男
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市白沢町574番地12
債務者　渡邊　　寛
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１９号
横浜市中区伊勢佐木町４丁目121番地10　黒田救命堂ビル702号室
債務者　村松　　潔
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
沖縄県うるま市喜仲３丁目５番23号　コーポ山田Ａ―２
債務者　田港　朝史
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９５３号
大阪府八尾市青山町４丁目５番25―203号
債務者　堀口　英治
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６号
栃木県宇都宮市宮原１丁目７番15号　ミヤハラ・アパートメント　Ｍ２、前住所栃木県下野市石橋284番地45
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
長野県小諸市丙794番地５　市住704号
債務者　大池　拓美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第９２号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番38号　センチュリー21．２―５
債務者　平原　勇二
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部